

豊中市民生・児童委員協議会連合会 個人情報保護規程

目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報の利用目的の特定等（第4条～第5条）
- 第3章 個人情報の取得の制限等（第6条～第7条）
- 第4章 個人データの適正管理（第8条）
- 第5章 個人データの第三者提供（第9条）
- 第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止・第三者へ提供の停止（第10条～第11条）
- 第7章 組織及び体制（第12条～第14条）
- 第8章 雑則（第15条～第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、豊中市民生・児童委員協議会連合会（以下「本会」という。）及び本会を構成する民生委員・児童委員が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営及び民生委員・児童委員の職務の円滑な遂行を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) **個人情報** 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) **個人情報データベース等** 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) **個人データ** 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) **保有個人データ** 本会及び民生委員・児童委員が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) **本人** 個人情報によって識別され、又は識別され得る個人をいう。

(本会及び民生委員・児童委員の責務)

第3条 本会及び民生委員・児童委員は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会及び民生委員・児童委員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

3 本会及び民生委員・児童委員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有する合理的に認められる範囲で行うものとする。

(利用目的による制限)

第5条 本会及び民生委員・児童委員は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。本会の合併、民生委員・児童委員の辞職その他の事由により他の民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員から職務を継承することに伴って個人情報を取得した場合も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意のあるとき。

(2) 法令に基づく場合。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第6条 本会及び民生委員・児童委員は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、当該目的の達成のために必要な範囲で取得するものとする。

2 本会及び民生委員・児童委員は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。

3 本会及び民生委員・児童委員は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については取得しないものとする。

4 本会及び民生委員・児童委員は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することが困難であるとき。
- (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

(利用目的の通知等)

第7条 本会及び民生委員・児童委員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。利用目的を変更した場合も同様とする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の適正管理)

第8条 本会及び民生委員・児童委員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 本会及び民生委員・児童委員は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、個人情報の安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 本会及び民生委員・児童委員は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

第5章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供)

第9条 本会及び民生委員・児童委員は、次に掲げる場合を除くほか、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 本人の同意のあるとき。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を

得ることが困難であるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 本会の合併、民生委員・児童委員の辞職その他の事由による職務の継承に伴って個人データが提供される場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の第三者に該当しないものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第10条 本会及び民生委員・児童委員は、本人から、当該本人に係る保有個人データの開示（当該本人に係る保有個人データが存在しないとき、又は本会及び民生委員・児童委員が開示、訂正等の権限を有していない個人情報であるときは、その旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があつたときは、必要に応じて本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2) 本会及び民生委員・児童委員の業務及び職務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

(3) 他の法令に違反することとなる場合。

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、第三者へ提供の停止等)

第11条 本会及び民生委員・児童委員は、保有個人データの開示を受けた者から、開示に係る個人データの訂正、追加、削除、利用停止又は第三者へ提供の停止の申し出があつたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容訂正等を行うものとする。

2 本会及び民生委員・児童委員は、前項の規程に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、書面により遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

第7章 組織及び体制

(従業者等の義務)

第 12 条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報保護管理者)

第 13 条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会及び民生委員・児童委員における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、本会の会務をとりまとめ、本会を代表する会長の職にある者とする。

3 会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部に従業者に委任することができる。

(苦情対応)

第 14 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下、「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、会長とする。

3 会長は、苦情対応業務の一部に従業者に委任することができる。その場合はあらかじめその従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

第 8 章 雑 則

(その他)

第 15 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

第 16 条 この規程は、改訂の必要性が生じたときは、理事会の承認を得て改訂することができる。

附 則

この規程は、平成 18 年（2006 年）10 月 1 日から施行する。